

第27回 大阪府市エネルギー戦略会議

日時：平成25年4月11日（月）
午前9時から11時15分まで
場所：大阪府議会事務局 第3委員会室

「第27回 大阪府市エネルギー戦略会議」

○事務局（吉田部長）

定刻になりましたので、ただいまから「第27回大阪府市エネルギー戦略会議」を開催いたします。事務局を担当しております大阪市環境局エネルギー政策担当部長吉田と申します。議事に入りますまでの間、司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今回は公開で行っておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、資料確認をさせていただきます。

まず、次第、それから、その下に出席者の名簿と配席表、それから、資料1-1として、高橋委員の「第3部 新しいエネルギー社会の実現に向けて」それから、資料2の第2部「日本のエネルギー政策と大阪府市エネルギー戦略」それから、1-2、A4横とじの「工程表」、脱原発関連の工程表がございます。それから、資料3、植田会長の「第8章 化石燃料の高度利用」について。以上が資料で、その下に参考資料としまして、前回もつけさせていただきましたが、「平成25年度の大阪府と東京都とのエネルギー施策の対比表」と、それから、「東京都アクションプログラム2013」からの抜粋したもの。それと3に、平成25年度大阪府・大阪府で取組むエネルギー関連の施策についてをつけております。以上、ございますでしょうか。

それでは、本日、御出席の委員でございますが、お手元にお配りしている出席委員の名簿のとおり、4名の委員にお越しいただいております。さらに、3名の委員にインターネットを通じて御参加いただいておりますので、合わせて7名の御出席となります。佐藤委員、村上委員におかれましては、所用により御欠席です。

以上、在任委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、大阪府市エネルギー戦略会議共同設置規約第9条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることを報告いたします。

それから、また4月1日付で委員任期が更新されておまして、本日は新たな任期開始後、初めて開催される会議でございますので、議事に入ります前に、規約第8条第1項に基づき、会長及び副会長の選任を行っていただく必要がございます。会長及び副会長は、規約8条2項に基づき、委員の互選により選任していただくこととなります。

それでは、ただいまから委員の方の中から会長及び副会長を互選させていただきたいと思っております。自薦、他薦、どちらでも結構でございます。どなたか御推薦等ございませんでしょうか。

○高橋委員

はい。これまでの御見識や御経験、あるいは過去、この会議での役割を考えまして、植田先生に会長、古賀委員に副会長を務めていただければ結構かなと思います。

○事務局（吉田部長）

ありがとうございます。

ただいま植田委員を会長に、古賀委員を副会長にという意見がございましたが、いかがでしょうか。古賀委員、河合委員、長尾委員、聞こえてますでしょうか、よろしいでしょうか。

○事務局（田村主査）

古賀先生とまだ繋がってません。河合先生、長尾先生は繋がってますので聞こえてるかと思いますが。

○事務局（吉田部長）

では、河合先生、聞こえてますでしょうか。

○河合委員秘書（二階堂）

もしも、河合の秘書の二階堂と申します。恐れ入ります、かわりに。河合はちょっと席を外しております、聞いておりますので、聞こえております、申し訳ございません。

○事務局（吉田部長）

賛同していただければと。

○河合委員秘書（二階堂）

はい、よろしく願いいたします。

○事務局（吉田部長）

ありがとうございます。それでは、これで過半数になりましたので、引き続き、植田委員に会長を、古賀委員に副会長をお願いするということで御承諾いただいたということで決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。これより議事進行は植田会長にお願いいたします。

○植田会長

引き続き会長ということになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この大阪府市エネルギー戦略の提言案、工程表づくり、私も是非力を入れてまとめをしたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですけども、戦略の提言案、工程表、加筆修正をしていきたいと思っております。加筆修正をしていただきました全部を議論することは時間的にも難しいので、細かな点については、また私などの方からも申し上げることがあるかと思っておりますけども、議論をするという点ですと、まず工程表のところの方が大事になるかと思っております。それから工程表とのかかわりで加筆修正を、特に高橋委員のところでお話しした部分がございますので、

そこをまず御説明いただいて議論させていただくと、こういうふうにしたいと思います。
高橋委員、御説明をお願いいたします。

○高橋委員

はい、工程表と本文との方で全部説明をさせてもらったらいいですか。

○植田会長

そうですね、その方が。

○高橋委員

資料1-2、こちらがいわゆる工程表ということです。前回、初めて原案を版1といいますが、出したわけですけど、その際にまだいろいろあらあらのものでありまして、ページ数も3ページぐらいでしたか、もっと少なかったわけですが、前回、この会議の場でも議論をいたしましたし、メールなどでもこういう施策もありますということが追加されましたので、現時点では5ページぐらいの状態まで具現化されてきたと、こういう状況にあります。

簡単にポイントを御説明いたしますと、1ページ目が脱原発関連、原発を今後どうしていくんですかという話が1ページの中にまとめられております。横軸が、共通ですが、25年度、26、27、それから28、29ということで、都合5年、3段階ぐらいに分けて時間軸をとっていくと。

縦軸の方が、原発関連の中でも様々な項目がありますので、大きな長期的な方針をどう確立していくのかという話。

それから放射性廃棄物の処理、特に重要な項目ですので、それをどう国民的な合意をとって処理をしていくのかという話。

それから廃炉、これは脱原発をするかどうかにかかわらず重要なわけですが、廃炉をどう着実に進めていくのかという話。

それから安全確保、これは稼働が今後全くなかったとしても、それを維持していくという意味もありますし、今、現に大飯が2基動いております。あるいは原子力規制委員会が今、安全基準を作っていますので、その基準を踏まえて、どう安全性を維持していくのかという話で、今のところ、その安全基準を満たせば再稼働していくんだということが政府の方針になっておりますので、そういうことになれば、当委員会としては、どこまで、いつごろになるのかというのは、なかなか予見しにくいという考え方が多数を占めておりますけども、一応、括弧付きで原発再稼働というような方向もあると、これは前回は議論したところです。

他方、様々な政策的な支援というものが必要であろうということで、例えば地方自治体、立地自治体に対しては、今は交付金ということで、原発を受け入れて、動かすことによってお金が入るという仕組みになっているわけですが、これがいわゆる地方自治体の財政問題という一つのボトルネックに繋がっていくわけですので、これにかわるどのような制度を作っていくのかというような話。

あるいは研究開発についても、これまで報酬も十分もらってなかったという議論があるわけですが、推進目的じゃなくて、そういう安全確保目的への特化を入れるべきじゃないかというような話。あるいは原子力発電の事業者がやはり原発は止められないということの背景には、経営問題、財務問題というものがございまして、それをどう対処していくのかというような話。例えば会計処理の問題についても、この委員会でも議論をいたしました。

最後の項目が、やはり事故賠償の制度等をどう作っていくのかという問題。これはいわゆる経済的な脱原発ということに大きく絡んでくるわけですが、原発の損害賠償法、あるいは損害賠償支援機構法にはかなり問題があるんじゃないかということで、新たな制度、十分な組みあいといいますか、をやっていくという話。後もちろん福島原発事故、目の前の事故、今も汚染水の問題が出ていますけれども、これを引き続きやっていくかどうかですね、福島地域を復興・再生していくとか、多くが国を中心として、電力会社とともにやっていかなければならないことになっているわけですが、こういう項目を年度、時間軸を踏まえて、かつ各間の相互関係を踏まえてまとめたというような工程表です。これが1ページ目です。

2ページ目ですが、以前はこのような項目がまとめられていたと思うんですが、今回、再生可能エネルギーと電力システム改革に絞ってというか、二つについて1ページでまとめ直しました。と申しますのも、やはり再生可能エネルギーを普及させていくという際に、実は電力システム改革というのはものすごい関係が高いということ、改めてこの表を作って私も認識をしたわけですが、再生可能エネルギーにつきましては、今、固定価格買い取り制度というものが去年から運用されているわけですが、これをいろいろな意味で見直していくと、もちろん価格の見直しというのは、ここにもたくさん先生いらっしゃいますけれども、制度的にももう少し改善すべき点があるんだということを書いてあります。

あるいは系統安定化対策というような問題もこれから出てくるわけですが、そういうことについて、電力システム改革ということが大きく関係をしていくと。

たしか今日、電気事業法の改正案が閣議決定をされる予定なんじゃないかと思いますが、政府も電事法を改正をして電力システム改革をやるということがもう基本方針が閣議決定をされていますので、これは本当にやるんだろうということで、この法改正を受けて様々な対策が行われると。

例えば広域系統運用機関というものを作ることが系統安定化対策、再生可能エネルギーの普及にも、これ当然、貢献しますし、あるいはもっと上のほうに行くと法的分離というものを行うというようなことも、この法案の中には附則ですけども盛り込まれますので、そういうものが例えばインターフェイスとかにも寄与していくという話。

あるいは、この委員会でもかなり集中的に議論をしたデマンドレスポンス、DR関係の話も電力システム改革によって普及促進されるだろうと、将来的にはデマンドレスポンスが再エネの系統安定化対策になっていくだろうという話。あるいは小売全面自由化ですとか、発電分野での競争ですとか、あるいは独立規制機関を作って、これらの工程をしっかりとチェックしていくとか、そういうことが盛り込まれているわけです。

次のページ、ここがちょっと現時点ではまだ粗い部分が残っているんですけども、化石燃料関係です、天然ガス、コージェネ、それからスマートコミュニティ関係、あとエネルギー効率と省エネルギー関係で、ここで1ページを作っています。この辺りも電力システム改革と関係してくるんですけども、比較的、独立して挙げられる項目なのかなということで、例えば天然ガスなどについては、シェールガスの輸入の話も何か最近、盛り上がってきていますけれども、あるいはロシアとの関係をどうするのかとか、あるいは国内でもガスパイプラインを設置、整備すべきだという話も国ではありますので、そういう話。

それからコージェネ関係です。これはとりあえずは支援的なものを書いております。ですが、電力システム改革をやることによって、市場ベースでコージェネが普及していくというのは、こういう点もあるかもしれません、あれば加筆をしておきたいと思います。

それからスマートコミュニティ、こちらの方では関西の方でも実証実験が行われているわけですけども、大阪府市としても実証実験とかをやっていくというようなものがあるかと思っております。

あとエネルギー効率関係、省エネルギー関係、まだ十分に埋まっておられませんけれども、是非こういうところをもう少し埋めることによって、より精緻な工程表としていきたいと思っております。

残りの2ページが、前回は間に合わなかったんですけども、大阪府市関係のすべきことを集中的にまとめてあります。まだ粗い部分がありますので、今日この場でもしっかりと議論して、良いアイデアがあれば、是非盛り込んでいきたいと思っておりますけれども、項目としてはエネルギー総合ということで、既存の施策、今、既にやって、議論されている施策とかも踏まえて、おおさかスマートエネルギーセンターの設立の話など書いてます。

あるいは、大阪でも太陽光発電であれば比較的できるということで、メガソーラー事業のマッチングの話ですとか、府民ファンドによる屋根貸しの話ですとかを明記しております。

次に、未利用エネルギーの話ということで、その調査、事業を、都市廃棄物の未利用エネルギーの調査・事業スキームの検討から始まって、実証実験等を展開していくような話ですとか。

あるいは最後、化石燃料のところで、GTCC、ガスタービンコンバインドサイクルなどの立地はできないかといったような電源確保の話などをあげております。

次のページが、やはり電力需給の対策ということで、とりあえず今年は節電目標はしなくて何とかかなりそうだというような見通しも出ておりますけれども、その電源は大飯の2基が動くといったような条件が付いておりますので、やはり関西電力さんと一緒になって、この電力需給対策をやっていくということはこの夏も、この数年間、極めて重要な事項になるのかなということで、電力事業者さん、この辺は去年、この会議を通じて関電さんと協力をしてやらせていただいたことと関係するわけですが、そういうような話ですとか、省エネ機器の導入の中での低利融資事業とか、節電の普及啓発というのも、去年、かなり大阪府市でやっていただいたわけですが、そういうことも、今後ここで繋がっていくと。

さらに短期的に事業を、ひっ迫してるからということではなくて、そういうことをやっ

ていくということがエネルギー政策上極めて重要になるという考えも、併せて認識をしておく必要があるのかなと思っております。そもそもエネルギーの消費量が少なくなる、あるいはピークの消費が下がるということが効率的なエネルギーの仕組みに繋がっていくわけですから、これはもう、だから緊急対策ではなくて恒常化すると、普通にやると、スマートにやるという方向に行く必要があるわけです。だからこそ、このスマートコミュニティー、その地域、街とか、そういう単位でスマートなエネルギー需給を作っていくというようなことで実証事業を行っていくと、さらにそれを水平展開していくといったようなことも考えられるわけです。

最後に産業振興・研究開発の関係ということで、例えば電力システム改革と関連して、そういう様々なこれから電力の取引市場といったようなものが作られていくといったようなことが国の方でも予定をされておりますので、例えばそういうマーケットというようなものを大阪府でできないのかといったようなことも考えられるのではないかと考えております。

まだ、粗いところもあるわけですが、とりあえず原案として、前回と比べれば1.5倍か2倍ぐらいに施策を増やして表を充実させたというのがこちらの工程表の内容になります。

それを踏まえて、若干、本文の方を加筆いたしました。主として二つまとまって加筆をしたわけですが、一つ目が資料2、第2部の第4章の原発関係のところでも6ページの辺りについて、この委員会の中でも原発をすぐゼロにすべきだというサドンデス的な考え方と、いやいや、やっぱり2030年ぐらいまではかかるんじゃないかという話、あるいは年限を決めるべきじゃないかというような意見も多々あったわけです。世の中社会一般的にも即ゼロにすべきだというような主張と、あるいは40年ぐらいかけて、40年廃炉というのがありますので、2050年ぐらいまでにやるべきだというような意見、一般的にも幅があるわけですので、6ページの真ん中のところで、その年限の問題について明記をしておきました。

ここで言いたいことというのは、何年までにやるのが可能なのかみたいな議論が一方ではあるわけです。でも、それというのは何か一定の客観的な計算をすれば、2025年が最適であるとか、2035年が最も効率的なんだというような議論は多分成立しないんじゃないかというのが、この委員会としての考え方なのかなと思っております。技術的、物理的には、極論すれば今すぐゼロにすることも不可能ではない。そうすると当然、電気料金が短期的に上がるとか、電力会社の経営が破綻するとか、そういう問題も起きてしまうと、一方でももちろん安全性が一番重要であると。他方では絶対に安全があるのかということはやっぱりないと、そういう様々なこっちを押せばこっちが引っ込むみたいな、そういう中で結局、じゃあ何年にするのかというのは、何か式の中に数字を入れれば自動的に出てくるような話ではなくて、結局は社会的な合意の方にあるんじゃないのかというようなことをここには書いております。

ですから、この種類でいえば経済的な脱原発、そういうファンドコストが反映される仕組みを作ることがファーストステップであって、そのセカンドステップとして国民合意を形成する、政治的に意思決定をする、それが倫理的な脱原発だというような定義をしているわけですが、そういう意味なので、年限というものは客観的に、言わば自動的に

計算で決まるようなものではないですよと、むしろ国民的合意をいかに確立するのかと、ちゃんと議論をして、多くの人が納得するような合意のプロセスを経ることができるのかという、極めて政治的な問題であるということをごここに明記した上で、その後の（３）ですとかの方に繋がっていくというふうに加筆をいたしました。これが1点目です。

2点目のポイントは、資料1-1の第3部でありまして、12章、ページ数で言うと6ページから7ページのところです。エネルギー戦略の工程表ということで、推進本部を作ってしっかりと施策をやっていきたいと思います、工程表も作って施策をやっていきたいと思いますということなわけですが、2番目のところ、工程表というものについて、今回は本文がそもそもなかったと記憶をしておりますので、そのところを三つぐらいパラグラフを入れましたということです。大きな方針を4章で書いてあるとお決めますと、方針を合意したんだから、当然これは政府が実行していくんだというのがこの推進本部というところであって、推進本部が実行していくための行動計画、これが工程表なんだというような相互関係があるわけです。その上で、工程表というのは一般的には1年間とか、3年間とか、そんなに何十年もかけた行動計画なんか作れるはずがそもそもありませんので、何十年というのは、当然、方針の中でしっかりと明記をします。行動計画の最終というのは数年間というのが現実的だろうと。とはいえ、この会議としては、目いっぱい頑張って5年間ぐらいを見通して施策を列記をするということをやりましたということがここでは書かれているわけです。

したがって、当然、施策集というのは、実際に作るのは当然、国で方針をしっかりと確立する過程で作っていく、あるいは、確立した後に推進本部で作っていくわけですから、現実には1年後とか2年後とか、それぐらい先の話になりますので、もっと現在、この委員会が提出するものよりはアップデートされて、かつ詳しくもなり、あるいは、その2年後の環境条件、例えばシェールガスが輸入されてるのか、されてないのかとか、安全対策がすごい進んでるのかとか、進んでないのかとか、そういう確実な要因によって、当然、工程表の内容も変わっていくでしょうし、性質も変わっていくでしょうということです。なので、逆に言うと政府にはもっとより工程表をブラッシュアップするようなことは当然やっていかないとはいけませんと思います

それから、一応、今回は5年計画ということで工程表を作るわけですが、当然、方針自体は20年、30年といったようなスパンを対象にしてるわけですから、国のエネルギー基本計画も3年後に改定するといったような内容になっているわけですが、同じようにこの工程表というものも5年でやるということにするのであれば、例えば4年目には次の5年間の工程表をどうするんだといったようなことは新たに改定していくんだよといったようなこと、そういう工程表にまつわる進め方というものも、この部分で加筆をしているわけです。

とりあえず以上でございますので、ぜひ御意見、施策に対する御意見、大阪府市として何をやるべきかということの御意見などなど頂ければと思います。ありがとうございます。

○植田会長

はい、ありがとうございました。古賀委員と繋がっていますか。

○事務局（田村主査）

はい、繋がっています。

○植田会長

古賀さん、聞こえてますか。

○事務局（田村主査）

繋がっているのは繋がっていると思うんですが。

○植田会長

今、御報告いただいたことで、この提言の骨格に当たる部分になるかと思いますので、これは御意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

河合委員、古賀委員からもありましたらお願いしたいと思えます。

○事務局（田村主査）

河合先生、もしもし、ちょっと。

○植田会長

何か御意見ございますか。

○河合委員

今の時点では特にございません。

○植田会長

そうですね、ありがとうございます。じゃあ他にどうでしょうか、大島委員お願いします。

○大島委員

すみません。いつも本当はここに来ないといけないと思ってたんですけど、来れなくて申し訳ありませんでした。

大体、高橋委員がお話いただいたことに関しては共感するもので、特に国民的な合意を進めることがまずは脱原発のあり方、年限の切り方、徹底的に重要だという部分で、それはそのとおりだと思います。

この工程表のところで、今まで気づかなくて、ふと思ったんですが、東電の処理、向こうの賠償や対応については書かれているんですが、実はイギリスで1957年に起こった、その当時では最大の事故だったんですけども、ウィンズケール原発事故というのは今も炉心を取り出せないんです、2030年代まで少なくとも取り出せない。要するに日本の福島時計

画では40年ぐらいで何とかしたいというのがありますけど、恐らくもっと長期になる可能性が、今、すごくいろいろ汚染水の話とか、すごい出てますが、あるので、このままですると東電の今の、もちろん賠償では一応は破綻しないようになってますけども、むしろ事故処理の方で東電がもうお金が持たなくなるし、事実上、金銭的な面では持たなくなるという面もありますし、事故の処理もきちんとしておかなきゃいけないので、具体的にどこまで書くのかは別として、福島事故対応ということで、東電のあり方、処理をするというふうとか、もしかすると廃炉の方とか、電気事業改革のところに入って来るのかもしれませんし、また、それに密接に関わると思いますので、どこか重大な課題としてつけ加えた方がいいのかなというふうにしたいと思ってるんです。福島の汚染水の状況を見ると、とりわけそういうふうに思いますので、つけ加えておきます。

○植田会長

ありがとうございます。圓尾委員。

○圓尾委員

すみません。本当、高橋さんにはいろいろと面倒な仕事を押しつけたような形になってすみません、ありがとうございます。

私から二つありまして、一つは工程表の3ページのところにコージェネがありますけれども、ストレス基準は原子力に関わるいろんな恒常的な金銭を通じ、それから再生可能エネルギーについても固定価格買い取り制度というのがいつまでも続くというのは余りよくないと思ってまして、やっぱり自由な競争の中で普及が、効率的なものが普及していくというのが本来あるべき姿と考えてまして、そういう観点では、コージェネというのはとても大事なんですけども、コージェネに対しての支援とか補助とかいったもので普及させていくという、やっぱりいろんな普及の障害になってる規制緩和を徹底的にやっていくということが非常に大事だと思っています。

分かりやすく言えば、幾つかのポイントあるんですけども、例えば今、1 需要地点に対しての電線って1本しかだめだという運用になってまして、これが2本でも引けるようになると、例えばコージェネレーションを、要はベース電源のように一定で運転して、これを全てネットワークに戻して、逆に必要な電気はどっか電力会社から買うというような運用もできると。今、それぞれのコージェネがそれぞれの需要にあわせて、負荷変動とあわせて追従するような形の運転をして効率を下げるようなこともありますので、分散型電源の効率を上げるのか、それとも大規模集中型のものの効率を上げるのかというのはあるんですけども、コージェネの普及が原発の比率が下がる中で大事なポイントになるということからいけば、そういったことも必要だと思いますし、それから、このところ普及が急速に進みつつある家庭用のコージェネであるとか、エネファームのようなものもありますけれども、これも太陽光などと違って、余った電気を買取る仕組みというのが基本ないわけです。ですから、電力会社さんによっては、いや、そんな余った電気、ネットワークに戻してもらっちゃ困ると、一切受け付けないところもあれば、いや、戻してもらってもいいけどただで引き取りますよというところもあって、非常に高価なものですけど

も、家庭で普及させようと思っても、そういったところでなかなか経済的なメリットが出にくいというところもあります。ですから、専門的にはネットメータリングといいますが、電力会社のネットワークから買入れた電気と、それから戻した電気を相殺するようなメーターの使い方、こういったこともやれるようになると、コージェネの普及というのは進んでくると思うんです。例として二つほど言いましたけれども、ほかにも何点からありますが、こういった規制緩和という側面が大事なかなというのが一つです。

それから、大阪府市の役割というところでは、例えばスマートエネルギーセンターというものとか、それからスマートコミュニティの実証実験事業といったような形で触れられてるところがあるかと思うんですけれども、是非やっていただきたいと思うのは、今、北九州がやってる特区のようなものの設立です。その中で何を一番やってもらいたいかというと、電気料金、電気の需要をコントロールするという部分、北九州の場合は、昼間とそれ以外に分けて、要は2本の値段で昼間の電気の需要をコントロールしてるわけですが、関西電力さんもスマートメーターの普及、一生懸命やってらっしゃるわけですから、そういったものを積極的に導入することによって、もっとリアルタイムで電気料金を連動させて、それによってどうやって需要をコントロールできるのかと、それができればピーク電源で年間の稼働率3%しかないみたいな非常に非効率な設備をなくすこともできますし、当然、需要家の状況によってはトータルの料金が上がってしまうんだという問題があって、みんながハッピーになるわけじゃないと思いますけど、国民経済的に見れば非常に大事な問題だと思いますので、そういう刻々と変化する料金によってどうやって効率的にエネルギーを作っていくのか、需要をコントロールしていくかということ、関西電力さんはもちろんですし、いろんな今後、電力事業に関わってくるような方々がそういったノウハウを身につけることができるような、そういった特区的なものができる就非常によいのではないのかなと思いました。以上です。

○植田会長

ありがとうございました。

○高橋委員

まず、大島委員の東京電力の問題です。これは基本的には同感で、東京電力という会社を今後どうしていくのかということは、これは今はある意味、議論が止まっているというか、原賠支援機構の方では利用者が出るのかもしれないけれども、それは全く外に伺い知れないので、止まっている状態にあるというのが公的な状態だと思っています。

他方、東京電力も去年の11月ですか、このままではちょっともう経営、もたないと、抜本的に体制を考え直していただきたいというような御発言が社長からもあったわけでありまして、これはもう国有もされているわけですから、公的な政策的な問題として、やっぱり透明性のある場でちゃんと議論をすべきものである、全く同感です。

その上で、福島事故にどう対処するのかわけではなくて、当然、柏崎の原発もありますし、もちろんそれは国民の税金からお金まで払われているわけですし、日本最大の電力会社ですから、電力システムの改革、あるいは原子力発電の政策、原子力の政策に対して

極めて大きなパーツというか、ピースになる、まずピースになる重要な課題だと思っています。

現状はどうなってるかということ、我々の報告書の中ではちょっと触れてないんですよね。それはやっぱり触れにくいというような意味もありますし、あと、この委員会でも何か突っ込んだ議論をして、こういうような方向性だよねというのは一定のところで考えられたわけでもないの、現状の報告書の中では触れてないのかなと思っています。したがって、当然、今日の主題である工程表の方には全く書かれてない。

ですので、やるとすれば、今から本当に何かゼロから議論、この場ですということなら話は別ですけども、それをしないとすれば、本文の例えば電力システム改革の辺とか、あるいは原発の部分のお話、今、出てますよね、事故対応とか、そういう部分で東京電力という会社のあり方については、さらなる議論が必要である的な一節を入れるといったようなことは私はしてもいいのかなと思っています。それ以上のことをするのであれば、もっと何か具体的に議論をしないと、少なくとも工程表のところにこういうのを書き込むというのはちょっと無理があるのかなというのが私の考え方です。

次に、圓尾委員の御指摘の方ですね、全く、ありがとうございます、同感で、コージェネについては、ちょっとまだ施策が足りないの、是非今、御提案されたことについては、これから追加で加筆をしたいと思っています。

二つ目のスマートコミュニティの実証実験の話なんですけども、これは私もよく分かってないんですけども、例えば、これは配られたんですよ、参考資料3というのが配られているわけで、この大阪府・大阪市で取り組むエネルギー関連の施策についてというのが、とりあえず現行で大阪府市でやろうとされている計画で、ここからかなり今回の工程表には引用したわけですが、例えば11ページ目に書いてある(6)のスマートコミュニティの推進と、これは市の方ですか、例えばここでは今、圓尾委員がおっしゃったようなことというのは答えられますか。

○事務局（吉田部長）

これ、先ほどおっしゃられました特区の中の事業の位置付けとなりまして、今、言われました中では、規制緩和の中で1事業化、1地点の、要するにその規制の緩和をこのところの規制緩和の2点の中の1点にそれを入れております。いわゆる自営線を張ろうという実証事業なんですけれども、この自営線をベースとして生かして、関電さんのような系統さんも含めて電源を選べるというふうな形を何とか取りたいと考えての実証ですので、先ほどのクライジングの方はまだ、将来的には入れたいと思ってるレベルなんですけども、規制緩和の1点だけはやっていくと、考えていきたいということだと思います。

○高橋委員

ありがとうございます。例えばこのコミュニティ実証実験、これはもう予算計上されているということなので、実証されるんじゃないかなと思うんですけども、そういうところで、北九州のような電力改正なんかもやっていくといったようなことというのは一つのアイデアだと思います。

○植田会長

ありがとうございました。何かありますか。そしたら、大島委員がおっしゃられたお話は、全体のトーンの関係でどっかで指摘した方が良いかなと思います。つまり、この問題はだから東電ということだけではいけないところがあって、ウィンズケールの話は1957年ですから、もう半世紀たってるわけで、それでも炉心が取り出せないというようなことで、福島がどうなるのかというのはまだ見通せませんけども、そういう覚悟みたいなものでこの問題を取り組まざるを得ないんじゃないかということは議論しといた方が良いかもしれないと思います。

それからもう一つ、圓尾委員のおっしゃったことは、私は大事な問題が含まれていたと思うのです。それは我々が、高橋委員の用語で言えば新しいエネルギー社会ということなのですけれども、ビジョンがどういう方向なのかという問題と関係しているかなと思います。前回までの議論で確認してきたことは、今日は佐藤委員がいらっしゃらないのですが、安全基準は世界最高の安全ということを言われていて、つい昨日でしたが、出されている基準がどの程度なのかという評価はいろいろ議論があるかもしれないが、安全を徹底する問題が当然ある。

それともう一つ、随分議論してきたのは、原発の特別扱いは止めるということだったと思います。通常の産業だったら、当然、守るべき経済ルールというのがあって、その経済ルールは当然、守られてしかるべきだと。にもかかわらず、現状はそうになっていなくて、いろんな意味の特別扱いがあるということで、ここはそれを何とかしないといけない。

それから、廃炉の問題も含めて議論していくと、電力会社の経営問題と関わるわけですが、経営問題があるから再稼働しないといけないとかいう議論になると本末転倒になります。逆に言うと廃炉をどうスムーズに進めていくかということについて、どういう責任体制ですすめていくのかという問題がある。高橋委員の書いていただいた資料1では政策的支援となってるのですけれども、支援というだけではない、支援することもあるのですけれども、何か責任ルールを明確化する、そのための体制を作るとようなことを何か言わないといけない。中身的には既に我々議論してきたように、エネルギーを転換するというのと、廃炉の問題で、そういう体制でルールを作ってやるかという問題がやはり重要な問題としてあると思うのですが、それとは別に、圓尾さんのおっしゃったことで私も大事だと思ったのは、電力システム改革の方向と関わってるわけですが、様々な電源とか、いろいろなエネルギーの可能性が汲み尽くされるような仕組みを作り、競争が起こるようにして行く過渡期としての支援というか、時間軸上のことを明確にする必要がある。固定価格買取制度も、もともと皆さん御存知のとおりなのですけれども、この制度は将来的にはなくなることが望ましいので、これをいつまでも買取るということを言うのではなくて、買取制度がある間に技術も進歩する、コストも下がる、競争力が出てくると、あるいは地域で支持されるというような、そういうことが起こってくることで普及がぐっと進む、そういう想定だと思うのです。全体としてのエネルギーシステムがどういう方向に動くかみたいな、新しいエネルギー社会と言ってる中身みたいなことです、その全体的イメージが少し分かった方が良いかな、そうすると、その中に規制改革がどういう

ふうに位置づけているのか、当面の支援策がどういう意味を持つか、そういうことが明確になるかなというふうなことを思いました。

具体的にどこをどうするかというのは、また御相談したいと思いますが、政策的支援というのは、支援だけでないものですから、そこをどういう言い方をした方が良いか考えた方が良くないかと思います。

○長尾委員

長尾です、ちょっとよろしいでしょうか。

○植田会長

長尾委員、どうぞ。

○長尾委員

実は、ここ数日例の汚染水漏れの問題がありますが、結局、東京電力さんが朝刊締め切りぎりぎりですという会見を行うというときには、何か意図があるんじゃないかということと、要するに原子力の後処理の場合、いわゆる汚染を拡散しないという意味では無限の費用がかかる可能性があるわけですね。その辺りをやはり責任を明確にするということと、植田先生がおっしゃったように、責任の明確性、それからどこまでお金を投下するか、結局は無限に投下しなければいけないというようなことがあるわけですから、そこはやはりくぎを刺すというか、ちゃんとした方針を示すぐらいにして良いんじゃないかと思います。基本的には今までの議論に賛成です。

○植田会長

ありがとうございます。河合委員、何かありますか。

○河合委員

長尾先生の意見に大賛成です。汚染水の問題は改めてやっぱり原発の経済的な安全性の技術も非常に高いことを改めて示したと思っています。

○長尾委員

実はいろんな裏の話とか話しておかしいですけども、海洋投棄をするための、これが伏線ではないかというような意見もあるぐらいで、本当にどこまでお金がかかって、誰が責任を取るかというようなことを、やっぱりこういう大阪府市の提言の一部に入れておくということが重要ではないかと思います。

○植田会長

ありがとうございました。確かにタンクを作る、なかなか大変だなと、何かリアリティがあるのか、ちょっと分からない。

○河合委員

今、長尾先生、そうおっしゃったけど、海洋投棄にいかざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。タンクで行くと最後、日に日にいっぱいになると思うんですね。その後、そこでだから、じゃあしょうがないから薄めて海に流しましょうかということに誘導していくという意図が、そうならざるを得ないんじゃないかなという非常に心配しています。そのことも触れておいた方が良くもしいかなと思います。以上です。

○植田会長

ありがとうございます。つまり、捨て場所を探さざるを得なくなっているということがあっても、捨て場所が見つけれない。私、廃棄制約という、つまり捨てるところがないものは作ってはいけないというのが一番の基本ルール、基本中の基本だと思います。日本の工場で廃棄物の処分先が決まってない工場はないはずで、あったら法律違反ですから。これは原発を特別扱いする最たるものです。廃棄物処理法の枠組みから外してある、放射性廃棄物は。ずるずると最終処分地を決めずに来て、2000年で地層処分を決めたいいわゆる最終処分法というのが一応できたけれども、地層処分を行う処分場は決めていないとか、決められないまま来ているという問題は基本問題の一つじゃないかと思います。だから今起きていることはそういうこととかかわったものであると思っています。

○古賀副会長

すみません、古賀です、よろしいですか。

○植田会長

どうぞ。古賀さん、発言の前に確認ですが、副会長に選ばれてるのでよろしく願います。

○古賀副会長

すみません。ありがとうございます。それで幾つかあるんですけど、一つ、一番大きな議論だったというか、議論になっている年限、いつを目標にするか、長期的な、それで高橋さん、冒頭の説明、僕、よく聞いてないので、もしかすると何か勘違いしたりしてるかもしれないですけども、一応、この文章で見る限りは国民的合意を早く作りましょうということになってるかと思うんですが、国民的合意を作るのは良いんですけども、この会議としては今、どう考えているのかというのは、もう少しはっきりした方が良くかなと思ってまして、読むと2030年ゼロというのはできるはずだし、目指すべきだという感じに読めるんですけども、それをもう少しみんなで議論した上で、できればはっきりした形で掲げたほうがいい、何か掲げられてるかもしれない、私が読み落としてるのかもしれないんですけど、それが一つです。

それから、自治体に関して、自治体というのは立地自治体に関しての表現のところ、何となく立地自治体というか、立地地域が一方的に負担させられてるというような前提で書かれているような感じなんですけど、今、逆に自治体の方は動かしてくれとか、原発を

維持してくれという感じで言ってくるんですね。これは沖縄と全く逆なんですよ。要するに沖縄は基地は要らないと言ってるのに押しつけられてるというふうな認識なんですけど、原発の場合は、むしろ受け入れてる自治体がそれによってもものすごく得してるという感覚があるから残してくれと言ってると思うんですね。

ですから、そういう意味で言うと、自治体が一方的に今まで負担していたという感じではなくて、要するに歴史的な流れの中で、原発がなくなると、突然なくなると経済的に非常に苦しくなるという、そういう事実がありますという表現にしといた方が良いかな。

その裏返しとして、脱原発というのが進むとしても、これ、もし経済的な脱原発で原発がなくなるということであれば、その場合は要するに工場が競争に負けて閉鎖されますというのと全く同じなので、その場合はそういう企業城下町で工場がなくなったときの支援策みたいな、今までもいろいろやっていますから、そういう激変緩和的な支援で十分なのであって、また、国が意図的にどんどん潰していきますみたいな、そういう場合は国の政策変更に伴うことなので、少し補償的な意味を入れていくという考え方が良いんじゃないかなと思います。

それから、研究開発とか、いろんな支援はもう止めていくと、要するにほかの電源と同じ扱いにしますという基本的な考え方が出てたと思うんですけど、それはそれが正しいことだと思うんですけど、工程表のところの研究開発を推進のためのものは止めて、廃炉目的とか、そういうものではやっていくというのは、そこに国がどんどんお金を入れていくということだと、これはやっぱり原発に対する一方的なえこひいき的支援になるので、本来はそれはやるべきではないなと思っています。ただ、それがどうしても必要なときは、その負担というのは電力会社さんですよという、電気料金ではないんですよというように感じ、電気料金じゃない、その仕分けが難しいんですけど、電力会社の負担ですよということを明確にした方が良くないかなと思います。

それから、急ぐ課題としては、一つは電気事業法の中で社債の一般担保付社債ということで、最優先的な債権として保護することになってはいますが、これは早くなくした方が良くないかなと思います。これだけでも切り離してやるべきだなと思ってまして、なぜかという、今、金利がすごく下がってるので、ここを狙ってどんどん社債を出されちゃって、全部保護されますみたいな形に持っていかれた後、電力会社が苦しくなって大変です、でも倒れると、どんどん倒れると社債市場が混乱します、また東電のときみたいな議論になって、破綻処理ができないということになる可能性があるんで、社債保護の規定というのは一日も早くなくすべきだろうな、それは要するに少なくとも産業向け、大口向けは自由化されていて、本来競争しているはずなので、そのうち、その競争をやっている一部の電力会社だけにそういう資金調達上の何か特別措置の問題、実際には自由で公正な競争が行われてるということにならないかなと思いますので、それを廃止するということ、私は工程表の中に書いてもらえないかなというのがあります。

それからもう一つ、現実にはやっぱり電力会社の経営は苦しくなっていて、最悪のケースはそんなに時間がかからないうちに破綻、債務超過になるかもしれないというような、いろんな推測もされているので、そういうことを考えて、今、破綻処理をどうするのかというのが全く政府は考えてないかのように見えるんです。それは要するに暗黙の前提として、

電力会社は何があっても潰しませんという、また以前からの前提に立っているので、そういうことが行われてると思いますけども、本当にこれからちゃんと競争の時代だということであれば、破綻処理というのを十分視野に入ってくるんですという意味で、破綻処理法の電力の破綻処理のあり方、会社更生法だけで十分だという考え方は、やっぱり多分、何らかの特別な措置というのが必要に、例えば破綻処理をほったらかしにして、原発がどうなるか分からないみたいなことになると思うので、そういうところをどうしますかというような、処理法というのを早く作るべきだということも工程表に入れたらいいんじゃないかなと思います。とりあえず私からは以上です。

○植田会長

ありがとうございます。

○高橋委員

はい、たくさん出していただきましたので議論をしていきたいと思うんですが、まず1点目、2030年ゼロというのをもっと明確に出すべきじゃないかという御指摘です。これについては、この会議の場でも何度かかなり突っ込んだ議論をしたと思っています。委員の中でも様々な意見がある中で、最大公約数的なところなのかなと、こういう認識の下に書いたのが現在の4章なわけです。特にそうですね、この4ページ、5ページ目、4章というのは資料2の4章のところ、原発依存からの脱却というのが4章で、4ページ目から5ページ目、脱原発の基本方針の確立、この辺りが先ほど冒頭、私から説明もしましたけれども、(1) まずは経済的な脱原発、原発のみを特別扱いしない仕組みを作りましょうということはずりましよう、これは多くの方、異存はないですよ。

2番目に、とはいえ、それだけだとむしろ非効率になるかもしれないので、政治の判断でもって倫理的な観点からも含めて判断をして国民合意を図りましようということでは現状の案としては落ちついていて。その中で、古賀副会長の御指摘の話は、5ページの真ん中の辺り、2030年前後にはエネルギー体制の構造転換が実現するんじゃないかという一文が入っています。

これを踏まえて、その後半の11章の辺りのシミュレーションですとか、12章の統治機構の話とかというのは、ある程度、2030年ぐらいをめどに、いろんな前提で書かれていると。こういう微妙なというか、これが不十分だという御意見も当然、古賀さんのようにあるでしょうし、じゃあもう、これ、もしかしたら書きすぎだと思ってる委員もいらっしやるかもしれないし、こんなもんだらうと思ってる委員もいらっしやるかもしれないということなので、これは私の一存というよりも、この会議としてどういう書きぶりをするのかということに関わってくる問題だと思いますので、もう1回、改めて議論するのかどうか分かりませんが、それを踏まえて加筆修正するならするということになると思っています。これが1点目です。ざっと言った方が良いですか。

○植田会長

そうですね。

○高橋委員

2点目の立地自治体の話です、御指摘の趣旨は理解をいたします。支援策といっても際限なく何でもかんでも補償をするというのが適切なのか、いやいや、激変緩和的な限定的なものに留めるので十分ではないかというような御意見、そこはしっかりと峻別すべきではないかという御指摘だったんだと思いますので、そこはそこまで明確に書くのか、現状をもう少しふわっとしたというような書きぶりで留めておくのかと、現状はそこまで、それ以上の細かい話は書いてないわけです。

資料1-1、第3部の10章の3ページのところが立地自治体の財政・雇用問題ということで、比較的、立地自治体に対しては、支援をできますよと、一定の想定よりも早く廃炉になったとしても一定の支援が続くようにすべきであるという書き方をしているわけなんですけれども、もっと踏み込んで、いや、こういう場合には支援しませんとか、そこまで書くのかということだと思います。それはだから、この会議としてどうするのかということだと思います。

3点目です、研究開発の話で、これは基本的な考え方は私も賛同いたします。脱原発、資料1-2の工程表の中では、推進目的の研究開発の中止と、廃炉、安全技術等の研究開発の限定という表記がされているわけです。例えばいわゆる基礎研究を国がすることについては、これは政策論的というか、経済学的に言って余り反対する人というのはいないんだと思いますので、その基礎研究というような方向性の高い分野に例えば限定するような書きぶりにするというのも一つの考え方なのかもしれませんが、あるいはもっと積極的に、そういうものは電力会社が基本的には負担すべきものであるから、安全技術とかについては、どこまで踏み込んで書くのかとか、その辺りが議論の余地があるのかなという気がします、これが3点目です。

4点目の一般担保付社債の話です。これについては、私がどこまで書いたのか、さっと今、思い出せないんですが、一般担保付社債については、どっかで触れたような記憶もあるんですけども、ぱっと、どのページのどの部分だというのが思い出せないのも、もしかしたら触れてなかったのかもしれませんが、これは法的にどこまでそういうことができるのかということを考えてやる必要があるんだと思っています。現行、私の考えは、たしかこの会議でも示したとあっていて、電力会社を法的分離をした後には、送電会社というものが登記されますので、登記上の会社である送電会社、法的分離をした子会社ということになるわけなんですけれども、にのみ一般担保付社債を発行する権利を付与して、そのほかの会社、例えばホールディングスカンパニーとか発電会社には一般担保付社債は発行できないようにするというのが私の立場なので、それが私は良いのではないかと考えているんですが、現状のまま、すなわち、発送一貫の体制のままで一般担保付社債を発行できないようにするという事は、一般担保付社債によって、できなくなってしまうと、服務想定部門ということになってしまいますので、それが適当なのかどうかということについては、圓尾さんとか、専門家もいらっしゃいますので、もし何か御意見があれば、出して言っただければと思っています。

5点目、電力会社を破綻処理できるような法律を作るべきじゃないか。これなんて私も良く分かりません。会社更生法上、破綻処理、別に電力会社は破綻はできると思うんです

が、会社更生法では不十分なのか、そういう特別な電力会社に特化した破綻処理法を作るべきなのか、私も専門的知識がないので、もしかしたら弁護士である河合委員なり、あるいはそういう分野の専門家である圓尾委員から何か御意見とか御示唆を頂ければ、それで会として作るべきだということになれば、加筆すれば良いんじゃないかと思っています。とりあえずそんな感じです。

○植田会長

ありがとうございます。圓尾委員、どうでしょう、社債や破綻処理に関わるところで、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○圓尾委員

それこそ高橋さんが言ってらした国のシステム改革委員会でもこの議論は何回かされてまして、報告書にどういう書きぶりだったかなと、僕も今、確認してて見つけられなかったんですけど、方向としてはおっしゃるとおりですよ。自由競争の方に向かっていく小売だとか、発電の分野を含んだ会社は、今後は具体的に2018年から2020年以降ぐらいになるかと思いますが、一般担保付社債は出せないというような方向に変わるような議論がされてたと思います、そういうところに報告書が書かれてたと思います。ちょっと時間がかかるということかもしれませんが、そこは古賀さんがおっしゃった方向性に沿ってまして、少なくとも原発の建設オペレーションやるような部門を抱えてると、一般担保付社債は出せないという方向に行くことになってたかと思います。

ただ、既に出されてる、いわゆる既発債という言い方しますけれども、この社債の取り扱いについては、例えば一般担保付社債であるんだけど、そうじゃないように変化させようとする、これはもう既に社債をってる社債権者が全員がオーケーを言わないと変えられないので、これは事実上無理だと思います。今後、我々でどう書こうと、そこに対しては決定する権利というのは既に株をってる人たちなので、これは事実、難しいかと思っています。

ただ、破綻処理に関しては、いろんな論点があるかと思うんですけど、一番大事なのは、アメリカで良くチャプター11という議論になったエアラインは、それでも社会的な大事なインフラだからということで飛行機を飛ばし続けられてるようなんです。たとえ日本の電力会社が破綻をしても、やっぱり大事な財である電気がきちっと我々のところに届けられるような仕組みを何か担保するというのが大事なことだと思うんですよ。やっぱり会社が、一般電気事業者という会社が存在し続けることが前提で電気が供給されるような法的な枠組みになってるかと思うので、そこは何か国民生活を守るという意味で、プラス電気事業法などに書き込んでいくことというのは必要なのかなと思います。

もう1点、破綻処理というか、特に廃炉のときの国策なんですけれども、これ前から古賀さんとなかなか意見合わないところではあるんですけど、僕はやっぱり国策ということで今まで原子力をやってきたということはどう捉えるかということだと思うんですよ。この前、佐藤さんおっしゃってたみたいに、民間の判断で、要は民策民営という形で電力会社が自ら原発を選んでこういう状態になった、そこで廃炉処理をしなければならないと

したら、これはもう間違いなく100%電力会社の負担ということだと思わなければならない、一応、誰がどう決めたのかというのは定かじゃないです、一応、国策民営ということで、その一翼を担って電力会社が今までオペレーションやってきたとすれば、その国策という方針が大きく変わるところというのは何かしらのやっぱり担保をしないと、非常にインパクトでかいかなど。単純に安全基準が厳しくなるということとは次元が違うんじゃないかなと気がしてまして、そこがひっかかっているところではあります。

○河井委員

河合ですけど、よろしいでしょうか。

○植田会長

どうぞ。

○河合委員

まず、古賀さんの先ほど地元の地元は一方的に被害者ではないだろうというお話については、私は事実としてはそうだと思いますけど、これからどうすべきかというときに、やはり地元の疲弊を受けるという方法をきちんと政府としてやれと、法律的にもそれを整備しろと言わないと、地元が脱原発を受け入れないという悪い結果を助勢することになると思います。例えば、今、青森では発電施設、再処理をしないのであれば経済的に非常に困るから、しかも約束どおり使用済み燃料を各サイトに戻せという要求をしているわけですよ。それは僕の考えだと、非常に倒錯した考えで、再処理をしなくなると青森県が被るのは経済的被害なわけですよ。それならば、そのときにだから再処理を継続を諦めて、倒錯した議論で、要するにそれに見合う補償と、それからそれに見合う雇用を持ってこいという方に行くべきなんですよ。政策もそのようにすべきなんで、地元に対する手厚い保護をしないことが原発を再稼働しろとか、原発を推進しろとか、再処理を進めろとかいう方向に行かないようにするには、やはり国策で押しつけてきたという面もあるのですから、国策として救済策をきちんと経済的救済策を置いていくべきだという方向を、きちんと意見書の中で、報告書の中で打ち出すべきだと思います。ですから、僕は高橋さんの意見に基本的に賛成で、地元、あんた方も今まで受益者だろうというようなことは余り言わない方が良くないかなと思います。

2番目の電力会社独自の会社更生法ということについては、先ほどの先生がおっしゃった問題として、電力の安定供給ということについては、今の会社更生を使っても、ここでも十分できると思います。それは……。

○植田会長

一番大事なところで聞こえなくなりました。河合委員、聞こえにくくなっています、申し訳ありません。

○河合委員

聞こえないですか。

○植田会長

河合委員、何でだろう。

○事務局（田村主査）

何か分からなかった、ボリュームが小さい、こちらも普通に正常には動いてるので、ちょっとマイクが遠いという感じ。

○植田会長

現在の会社更生法だけでも電力の安定供給は十分だと、そこまで聞きました。

○河合委員

すみません。それで、ただ、付け加える必要があると思うんです。それはどれに対して付け加えるかと、廃炉の費用とか、そういう機構の修復の費用とか、そういうものについて、やはりお金がない場合には政府がそれを寄附をする、贈与するというか、そういうことについての附則を何箇条か入れる必要があって、それだけしておけば、後はそんな抜本手的に直接、重厚長大な、例えば電力会社更生法というような大きい法律を作る必要はないだろうと考えます。以上です。

○植田会長

河合委員、ですから会社更生法の現状は基本としてはそれで良いので、何か電力にかかわって廃炉とか事後修復とか、特別措置が必要な条項だけをどっかで修正してつけ加えるというようなことをすれば十分だということでしょうか。

○河合委員

そういうことです。電力全般のことではなくて、原発の処理についてということで入れるだけで十分だと思います。普通の安定供給の問題は今の会社更生法でカバーできているかと思います。

○植田会長

ありがとうございました。自治体の問題もありました、大島委員、その辺はどうでしょうか。自治体問題、地域再生問題、今、河合委員も御確認いただいた立地自治体問題などです。

○大島委員

立地自治体に関しては、やっぱり基本、交付金が交付されてきたから受け入れてきているということと、あともう一つ、莫大な固定資産税が入ることによって、交付金は露

払いなんです、最初に立地するというのが決まってるんですけど、露払いがあって、その後、固定資産税がどかどか入ってくるというのが非常に魅力というか、小さな自治体にとっては、自らの本来的に持っている財政力以上のものが入ってくるので、ものすごくおかしくなってしまうわけです。やっぱり自分の働いて得られるもの以上にどかか入ってくるわけですから、なので、そういう仕組みをなくして、むしろ自立的な地域にしていくためには、やっぱり一旦形成されてしまった以上、何らかの支援措置が必要で、財政的な支援をしながら、ただ単にお金を渡すというだけじゃなくて、きめ細かなやり方をとっていく必要があると思ってまして、そういう意味ではここに書かれた、高橋さんが書かれたものに関しては違和感なく拝見して……。

○植田会長

古賀委員、どうでしょうか。電気事業法問題、あるいは破綻処理にかかわる問題、電気事業者の社債に関わる問題、破綻処理、あるいは立地地域について多少御議論いただいたのですが、何かありますか。古賀委員、聞こえますか。

○植田会長

はい、じゃあ大島委員から。

○大島委員

今、されてる御提言は特に問題ないかなと思うんですけど、よく国策民営なんだという、あれは別に何か国が言ってるわけでもなければ、要は一つの原子力政策の解釈なので、実態的に見ると、もちろん国が原子力開発を主導した、初めスタートをしたということですが、むしろ逆に、その中で電力会社というのは選び取っていった、自らの経営判断の下で働きかけもし、原子力開発を積極的に進めてきた、これは単に私が言ってるだけじゃなくて、国会の事故調査委員会なんかで規制される側の規制者を規制するというか、逆転するような現象も起きていて、むしろ国策民営というだけでは判断し得ないような行動を常にとってきた。

ですので、破綻処理、そのときに単なる民間会社が国の政策の下に犠牲になるんだったら補償せんといかんという、そういうことでは多分、原子力政策はないんじゃないかなと思います。自らやってきた側面が非常に強い。それは電力政策の研究されてる方も、そこを強調されておっしゃってる先生もいらっしゃいますので、そこはまだ今の段階で結論出す必要はないと思うんですけども、検討する中で本当にそういうふうにしていくのであれば検討しないといけない。

○植田会長

古賀委員、聞こえてますか。

○事務局(田村主査)

繋がってはいるんですけども。

○植田会長

そしたら、大島委員、年限の話について議論がありますので、この点についてどういうふうにお考えですか。

○大島委員

脱原発の。

○植田会長

そうです。

○大島委員

これ、私もあれなんですけども、私はここに書かれてることは非常に真っ当だなと思いつつながら、高橋さんは相当苦労されてるなと思いつつながら見てたんですけども、経済的に見て不合理だという側面はもちろんそうなんですけれども、不合理であってもやりたいという、国民が判断することもやっぱりあるし、経済なので、僕は原子力を進めるということはこういうことだよということを、大体の国民の方々には相当認識されてると思いますけれども、ちゃんと議論して、もうそれだったらさっさと止めてしまおうかとか、何年間かで段階的に止めてかという判断は、やはり国民的な判断だと思うんです。そういう意味では倫理的に判断して良いことだと思うんですね、国策ですから。なので、ここに関しては良いと、そんなに大きな脱原発の年限については国民に委ねるとするのは非常に良いことだ。それのただプロセスとしては非常に透明性が高く、もちろん民主党政権下の基でかなりの成果を得たと思いますけれども、じっくりと仮想的にやるというのは非常に良いんじゃないかなと思ってます。だから年限が切れないというのは、確かにそうだと思います。

○植田会長

前日もあった議論の一つは、経済的脱原発と倫理的脱原発があるわけですが、委員がほぼ一致したのは、安全基準を世界最高水準にして、通常の産業活動が行う経済ルールを原発にも適用するという、これには反対はないだろうと考えると、もしそのとおり適用すると、ほぼ確実に経済的脱原発になる。

そうなることが確実なのだったら、むしろ政策的にはっきり年限を区切って、明確にいつまでに脱原発するというふうにした方が、いろんな事業者の立場からしても、投資の確実性というか、原発がどうなるか分からない不確実な状態ではなく、はっきりしているから、その方が良いんじゃないか、そういう考えもあるかなと思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○大島委員

そうかもしれませんね。ただ、今の原発の問題は目に見えるというか、表に出てきている経営者にとってのコストと、国民が払ってる事故のコストも含め、事故のコストや財政的な支援や、それがずれてるということなので、経営者が正確に社会的な合理性を持って判

断できるために、全てのコストをかけていかなきゃいけないということだと思っんです。そうなれば、恐らく一致するというのははっきりしているんですけども、年限をどこまではっきりするか、そこは決めてもいいし、決めなくてもいいという感じはしますね。私は今の現状でもすごくやった方が良くないかと思っんですけど、そこはいろいろな意見があるでしょうから、決めないというのは私は感っしますし、それも要するに合理的な判断です。

○植田会長

その辺は圓尾委員、何かありますでしょうか。なかなか難っしいですが、というのは、古賀委員が言っった提言は、ですから国民的合意に向けたのは良いことだと思っます。この提言の中で年限について触れないのかという、我々としてそういう判断をして、そういう決め方をするというようなことはどうなのかと。これから国民的合意に任せてしまうみたいな議論になってしまうわけですが。

○大島委員

よろしいでしょうか。私は何かやっぱり国民が責任持っしてほしいと思ってるんです。やっぱり上が、上と言ったら悪いんですけど、行政側が何年だと決めて決められることでもないし、今までも二千何年までに原発何基作るとか言っっても結局できない、目標作っった、ただ行け行けどんどんということなので、それは逆も言えて、国民が自分の問題として考えてゼロにする、ゼロにするのはいつまでかというのをある程度、議論がちゃんとすることが責任ある市民として重要だと思ってる。原子力というのはそれだけ大きな問題なので、今、ここで数字を書かないことが責任がないということ、責任を持たないということじゃなくて、むしろ市民の人たちが責任を持って判断することが重要なんだというメッセージを出す方が、むしろこの委員会では責任のある行動だと思っ、変にリアリティーないことやっっても、あと国民が納得しないことやっっても余りそれはよろしくないと思っは思って、そういう意見です。

○植田会長

圓尾委員、どうですか。

○圓尾委員

大島先生のお話に特に付け加えることはないんですけど、やっぱり書くにしても、例えば5年ぐらい先に原発ゼロと言っっても、じゃあそれになりかわって、どういうコスト負担があっって、どう電気を補っって我々生活していくんだということを責任持って書き切れないと思っんですよね。だから前回お話ししたように、どんな企業でも3年から5年ぐらいの具体的な中期計画と、10年、20年、ビジョン掲げ、両方の整合性をとりながら、その時々でのベストな選択を組み入れていくように、やっぱり高橋さんお書きになったように、2030年ぐらいの長期のビジョンという形で、こういうことを世界が目指してるんじゃないかということでビジョンを掲げながら、やっぱりこの5年ぐらいというのは、入れられること

を具体的にというのが、我々にとって一番責任持って、スタンスだと思うので、大島先生おっしゃったような観点で、これがベストじゃないかなと思います。

○植田会長

河合委員も意見があるのじゃないかと思います。聞こえてますか、河合委員。

これは古賀委員が提起した中の一つで、年限を区切って、もっと明確にゼロならゼロということについて、いつまでにみたいなのははっきりさせた方が良いのじゃないかという御意見があったと思うのですが、それについてはいかがですか。

○河合委員

河合ですけど。

○植田会長

河合委員、お願いできますか。

○河合委員

その点については……。

○植田会長

河合委員、よろしいですか。

○河合委員

もしも、河合ですが、その点について言うと、実は。

○植田会長

河合委員、申し訳ありません、もう一回、お願いできます、マイクに声を近づけていただきまして。

○河合委員

もしも。

○植田会長

お願いします。

○河合委員

脱原発基本法という問題があって、今、参議院に社民党とかから一応、2020年から25年の間に脱原発しようという案が出ていたり、それから民主党からは2030年代に脱原発しようというような案がもうすぐ出るというようなことになってるんで、それとの整合性で、やっぱりある程度、年限を示した方が良いんじゃないかというのがあります。

それからもう一つは、ドイツでもつまり年限を切っているわけで、だから年限を切った脱原発政策ということを行った場合、ドイツでもできてるじゃないのと言われると、なかなか難しいかなと。だからとりあえず5年で積み上げていくことは大事だけでも、その最終ゴールはやっぱりある程度決めた方が、より脱原発に推進力がかかると私は思うのですが。

○植田会長

何か、ありますか。

○高橋委員

もしかしたら誤解があるかもしれないので補足をしておきますけれども、この4章の資料の2に書いている4章の部分、4章の4ページ、5ページ、6ページの私が執筆をしたわけですが、年限を区切っちゃいけないとか、区切るなということは一切言っておりません。むしろ区切って脱原発してください、しましよと、だからそれはいわゆる倫理的な脱原発、政治的な判断に基づいた倫理的な脱原発ですよと。なので、それはしっかりやりましようということは書いてありますので、年限は区切れないとか、区切るべきじゃないということは言っておりませんので、それは読んでいただければお分かりになると思います。

その上で、もう一つの論点は、当会として年限をしっかりと明示して前向きな姿勢を示すべきではないかというのが恐らく古賀さんとか河合先生の立場なんだと思いますので、もしそういう考えをもう少し文章の中に入れたいということであれば、役人的な知恵っぽい話なんですけれども、この6ページの年限に関して、下線が引いてあるところ、6ページの脱原発の年限についての辺りで、年限は合理的には計算できる、この2030年が最も合理的なんだといったようなものじゃなくて、むしろ社会的な合意の問題なんだということをこの下線の辺りは言っているわけなんですけど、例えばこの中にどこかに文章として、2030年を目途に原発のゼロを目指すといったような脱原発の国民的合意に向けてみたいな、そういう句を挿入すると、非常に小手先なんですけれども、そうすることによって、例えば2030年に原発ゼロという目標を掲げると、年限を決めてやるということは、もちろんそれは可能だし、当会としてもそれは前向きな目標だし、やっていいことなんだけれども、要はそれが合意できるかどうかなんだから、この(3)以降であるとおり、こういう合意のプロセスでちゃんと合意をとりましよう、こっちがむしろもっと重要なんだよというふうにつながると。したがって、2030年ゼロという年限はもちろん当委員会としてそれが可能だとか、こんなことはすべきじゃないということは言ってるつもりでは全くない。それは多分、委員の皆さん、合意されてると思うんですけども、わけではないので、そういう句を挿入をしておくといったような小手先の対策というのはあるのかなと僕は思います。

○河合委員

今の高橋さんの意見に賛成します。小手先じゃないと思います。

○植田会長

ありがとうございます。長尾委員、御意見ありますか。

○長尾委員

現実にはまず 40 年を超えては、それから先日の規制委員会でも火山というキーワードが出てきて、これはほとんどの火山を調査すると、現時点で再稼働そのものが非常に難しいという、ゼロになってるわけですね、もはや。そういう状態からいって、やはりある程度、30 年というようなことを明示しておくというようなこと、明示といいますか、期限をやはり切らないと、どうしても動かしたい人が出てくるということで、基本的には皆さんの意見に賛成です。

○植田会長

ありがとうございます。古賀委員、聞こえてますか。

○事務局（田村主査）

繋がってはいるんですが、御本人が。

○植田会長

今、重要な議論なので、ここの書きぶりの内容について御意見いただきたいのですが…
…。

○大島委員

もし年限が欲しいということであれば、40年、今、長尾先生がおっしゃったので、40年の廃炉を考えると、もう少なくとも何年までには、それより長くなることはないわけですよ、そういう意味では年限は区切れるとは思んですけど、これ以上長くなることは、2030何年ですか、以上は遅れることはない。そこはもう一番のマックス、そこは言える。だからそれをどうするかというのは、僕はやっぱり国民的な議論の上に数値目標を決めていった方が良い。この委員が知事に、市長によって付託されてるんだから、その判断できるという辺りはできるのかもしれないんですけど、私はそこは丁寧に国民に問いかけて実際に議論した方が、むしろ実態的に取り組める。ドイツはできたのは、やっぱりその前に脱原発を議論してきて、反核論があって根づいてたからなんです。日本じゃあ根づいてるかという、残念ながら、今、スタートしてやっぱりということなので、ちゃんと根づかせて自分の問題として考えて、国民の趣旨の下にやるという方が政策としても実行可能なものになるのではないかと。ここが原子力政策に今まで欠けてたこと、そこは非常に決定づける国民的合意に…。

○植田会長

どうでしょう。一つ、長尾委員がおっしゃったように、現実には2基しか動いてないわけですから、この夏の電力需給もどうやら節電目標を設定しなくても良いくらいの状況になるということのようでもあります。それから安全基準が厳しくなるという、佐藤委員の見解に従うとすると、もっと徹底しないといけないということだから、そうすると現実的に再稼働は難しい、あるいは非常に費用がかかるということはここで記述もしてあるので、経済的な意味でも脱原発にならないといけないし、ならざるを得ないし、それから先ほど言ったような、現実には実質それに近い状況が生まれているというようなことが一つあります。

もう一つは、先ほど言ったことですが、年限を区切ることのメリット、意義もある。年限を区切るということは、はっきりいつまでという見通しを国民的にはっきりさせるということになりますので、事業者の立場から言うと、それを前提に進めていく、曖昧にならない。そういうメリットがあるということを指摘した上で、そうすると数値目標を設定した方が良いということになると思います。

それで、数値目標を幾らにするかという問題が次のステップで出てくるということになります。そうすると、数値目標を幾らにするかという問題はまさに国民的合意に基づくべきなのでということで、数値目標を設定した方が良いということをはっきり言った上で、その数値の決め方を国民的合意にするというのは、皆さんの御意見を反映するとしたらそういう感じで、高橋委員の書きぶりがそれに近い感じにはなっていると思うのですけれども、もう少し明確にそういうふうにするというのは一つのやり方かなと思います。

もう一つ、大島委員がおっしゃったとおりで、エネルギー政策の決め方を変えるという話と繋がってるかと思うのですけれども、合意がないとエネルギー政策ができないという、そういう意味だと思うのです。今までのやり方も一応、形式的には基本計画を作り、オーソライズして国民の意見を反映しているのではないかと、こういう意見があると思うので、大事なものは国民的合意がエネルギー政策に繋がるためには、仕組み的にはどういう改善をしないと政策の決め方として良くならないのかということは考える必要があります。国民的合意の取り方、これは前の政権のときには例の国民的議論を行い選択していた、あれは一つの大きな試みだったと思うのです。だから国民的合意を前提にして数値目標を設定した方が良いという方式なら、国民的合意の取り方の問題がむしろ課題ですので、そういうことも提案に入れるということになるかなと思います。

まとめ方としてどうですか。

○高橋委員

そうですね、今の植田会長の御意見には全く賛成で、というか、全く全て賛成で、そのつもりで書いたはずなんです。この資料2の4ページから5ページ、6ページというのは、正にそういうことで、(1) 脱原発であって、あとは(2) のところで正に書いてますね、目標となる年限や政府のコミットメントがなければ投資判断の問題とか難しくなりますよ

ねという辺りのマイナス面というのがむしろ大きくなるかもしれない、市場経済に任せる方が原則論としては効率的なはずなんだけど、こういう原子力発電の場合には、むしろ政府がコミットメントを、年限を設定した方が良いのではないかというようなことは書いてあって、だからそれをやるんだけど、6ページの真ん中のところで、年限については何か客観的な計算で出るような問題でないんであって、それはちゃんと議論をした結果、国民が判断をする、国民がというか、国民が議論した結果を政治が判断をすると。だからそのプロセスが大事なんだということ（3）ということなので、ある程度、書いてはいるつもりです。なので、もうちょっと何か政府が年限をちゃんと決定すべきことに何か大きな意味があるみたいな文言を加えるなり、後さっき河合先生とも議論をした、どっかで例えば2030年を年限としてみたいな語句を加えるなり、そういうことをするという辺りは、この会議としての落としどころかとは思いますが。

○河合委員
河合です。

○植田会長
河合委員、どうぞ。大きい声で、マイクに近づいてください。

○河合委員
高橋さんの今の最後の意見の関係で、どっかに何か数字入れとかないとエリア、特に原発推進エリアは、ここで大阪のエネ戦は年限言わなかったぞと揚げ足取られるから、例えばという形で30年で年限とするのはどうであろうかとか、それが適当ではないだろうかとかいうふうには書き加えておく必要が僕はあると思います。

○植田会長
別の回答が出た。古賀委員、どうでしょうか。繋がっていない。

○事務局（田村主査）
いや、繋がってはいるんですけど。

○植田会長
さっきのは法律に書き込んでるのですか。

○大島委員
これは書き込んでます。

○植田会長

だから、一つあるかなと思ったのは、エネルギー転換法の中に書き込むということを書き込むのが一つ。

○大島委員

何年にどの原発をなくすのかということまで書いてあるので明確なんです。もうそれは動かさない。

○植田会長

だから国民的合意というのは、当然、合意することだと私は思いますので、それを書き込むということが基本になるのかなということで、古賀委員の意見は重要なので、先ほどのような形の書き込み方、エネルギー転換の法を作ること、基本法を作ることにして、年限を例えばというような形でも書き込むとか、そういうような扱いがどうかということですよ。

古賀委員と繋がらないのですけれども、基本法にそういう形で入れ込むということではどうか、基本的にはそんな形で進めさせていただきたいということになります。

あとは、古賀委員の提起した問題についてかなり議論したので、古賀委員からのレスポンスをいただいた方が良いかと思うのですけれども、あと立地地域に関する記述ということでは、これは基本的には皆さん、古賀委員がおっしゃっていることにも一理ありますけれども、脱原発を進めるということが地域再生に繋がらないといけない、脱原発で地域が疲弊するということになると地域で受け入れにくくなるということは確かなことではないかと思うので、その点への配慮が必要だということです。つまり現状の仕組みが原発集中立地を促している仕組みになっていたもので、そういう仕組みを変えていくということになります。それに伴って起こる問題というのはやはりあるということなので、基本的には現状の記述をベースにするという御意見だったと思います。

あと、なかなか難しかったのは、社債の取り扱い問題とか、あるいは破綻処理に関する議論のところですよ、これについては意見がありますでしょうか、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

一般担保とか、破綻処理の話なんですけども、私は多分、あえて書かなかったんじゃないかなという記憶があって、今、確認をしたら、218ページのところで、218ページの戦略の本文、分厚いほう、これ皆さん、委員以外の皆さんにはもらわれてないかと思うんですが、本文の分厚い方の218ページのところです。216ページ以降が古賀副会長の文責の部分、脱原発コスト負担についての基本的な考え方という部分があって、その中で、古賀さん御自身が書かれていたんです。なので、私のこれ文責ではないので、書かなかったのではないかなと思ってはいたんですが、この218ページのところにそれに関する記述があっ

て、まず会社更生法については、さっき古賀さんは、原子力に関する、会社に特化した破綻処理法を作れという御発言だと思うんですが、この部分ではむしろ会社更生法でやるべきだということが書いてあるんです。ですので、原子力会社を破綻させることはすべきだということは書いてあるんですけども、基本は会社更生法で、プラス原発の安全の対策をしなければならぬとか、あるいは補完的な措置として、何かしら特別法によりということとは書いてはあるんですけども、これぐらいの書きぶりで私は。

○古賀副会長

すみません、古賀です。

○植田会長

今までの議論は聞こえていますか。

○古賀副会長

古賀です、聞こえますか。

○植田会長

どうぞ。

○古賀副会長

ちょっと何か回線が悪いようなので聞こえるかどうかあれですけど、今、高橋さんがおっしゃってた破綻処理の話は、私の問題提起は要するに河合先生がおっしゃってたのと同じです、基本的には通常の破綻処理すれば済むんです、原発の安全の問題とか廃炉の問題というところが特殊なので、そこを補完するような対応策というのをあらかじめ作っておかないと、いざというときに、結局、それがあから破綻処理ができませんよということになっちゃうんじゃないかという。そういう問題意識です。

○植田会長

聞こえていますか。

○古賀副会長

ちょっと聞こえないですかね。

○植田会長

先ほどののは聞こえました。

○河合委員

古賀さん、河合です。古賀さん、今の議論はもう既にオーケーなんだけど、問題は電力

社債の一般担保付優先債権について、早く止めろという意見が。

○古賀副会長

その社債の問題は、私が言ったのは遡及適用するのではなくて、新発債の問題に限定するという事です、もちろん。それから補填性を持っている会社だけ特別扱いすべきじゃないかというのは、関係ですね、どういう特典とか、どういう特別な措置を講じるかというのは、別に議論をした方が良くないかなと思います。というのは、そうしないと、今の法律で電力会社は絶対破綻処理できないということに繋がっていくので、そうすると、常に銀行とか、それから株主の権利を保護したまま、直接国民や消費者になってくるので、それを避ける仕組みを作った方が良くないかなと思います。

それから、私、途中が聞こえてないんですけど、自治体の問題については、自治体がかわいそうだというイメージがあるんですけど、実は自治体を立て直すためにいろんな措置をすれば、それが全部、国民とか消費者に負担させるということなんです、実際としては、国が責任を持つべきだとか、電力会社が責任を持つとか、幾ら言っても、結局は国民の税金か、あるいは消費者の電力料金で払うということで、それで要するに何かかわいそうだからどんどん出せよという発想になると、その分、電力料金というのは、本当に一番貧しい底辺層まで払ってるんですよ。そういう人たちに全部負担を押しつけるということなので、そうではなくて、やはりそういう過渡的な措置というのは必要だけど、やっぱりミニマムにするということだと思います。WIN-WINの関係を作るという意味では、再生可能エネルギーを推進していくときに、原発立地地域などに優先的にそういうものを設置するように、国が助成、そういうところに手厚くするとか、そういうのを考えていけばいいんじゃないかなと思うんですけど、余り何となく、国策に付き合ってくれてかわいそうだったからみたいなことは、もうそれを基本にするというのは止めた方が良くないかなと思ってます。

それから2030年というのを書くか書かないかなんですけど、これは私が言っているのは、国民的合意を取るというのは全然それでいいんですけども、この会議としては30年で十分できるんなら、それを早く目標として掲げて、目標として掲げる意味というのは、それを政府ははっきり決めれば、それに向かって民間企業がいろんな投資とか、いろんな事業活動というのも作り変えられるということで、そこがぐらぐらして、5年先だか、10年先だか、決まるのはいつのか分かりませんよということで、逆にいつまでたってもそういう新しい向かった投資が進まないの、逆にやっぱりなかなか進みませんね、ですから2030年ってそっちの方に、だからこれ、実現になるという意味で目標を早く決めるということが、2030年ぐらいいまには十分達成できるんだから、それを出すべきだ、その目標を早く掲げた方が良くない、そういう意味合いです。以上です。

○植田会長

先ほどその議論をしまして、古賀委員がおっしゃったように年限を区切ることの意義があるわけです、それを明確にしておく意義があるということはみんな理解しているわけで、エネルギー転換の基本法の中に、その数値は盛り込むべきだということです。年限を区切

るという意味で、それは盛り込んだ方がいい。例えばということで、今、おっしゃったような2030年というか、そういうことが考えられるということで書いた方がいいんじゃないかと、そういうようなまとめということです。大体そんな感じでよろしいですか。

一番肝心なところですが、古賀委員、聞こえない。

○事務局（田村主査）

お話しされた後、一回、切りはったような感じです。切れたのかもしれませんが。

○植田会長

切れましたか。

○事務局（田村主査）

はい。もう一度、接続を試みてるんですが。

○植田会長

そうですね。大事なニュアンスにかかわることなので、最終的に確認した方がよいと思います。今の点と、それから立地地域の部分が少し確認する必要があるかと思います。再生可能エネルギーに対する支援のやり方の問題を考える必要があるということと、支援をする根拠は何だということについて、原発推進の被害者という要素だけではないのじゃないかということを考えてもらわないといけないという趣旨だったと思うのです。確かに、その面もないわけではないということで、裏返せば、脱原発をしていくしこくに地元自治体になるというような要素が今、出てきているところがあるので、支援というのは実は脱原発をやりやすくするというか、本当はその方がいいのだという、そういうことを明確にするという趣旨もあると思うのです。そこをすり合わせてうまく記述できれば、そんなに趣旨は変わらないと思いますので、そうさせてもらおうと思います。

時間を超えてしましまして、古賀委員、聞こえないですか。

○事務局（田村主査）

もう今、切れてます。

○植田会長

最終的な文言の確定までいかないところがありまして、5月までにとということですが、大きなところの議論はすすみ、全体のトーンについてはまとまったかと思うのですが、そうすると、全体の書きぶりをきちんとしていくというようなことに今後移っていきたいかと思いますが、何か大きな点でありますか。

○高橋委員

今日の会議の最初のほうで植田会長がおっしゃられたことでハッとしたというか、なるほどなと思ったんですが、今後どういうエネルギー社会に向かっていくのかという大きな

ビジョンが実はないんだなということに気づいたんですね。この委員会、審議会の報告書は、委員の間で完全に分担をしたということもあるんだと思うんですけども、皆さん、委員の手元には配られている分厚いやつの目次のところを見ていただければわかると思うんですが、1部、2部、3部というふうになっているんですけども、大きな方向性としてどういうエネルギー社会に行くのかという本当の理念的な話というのが実はどこにも書いていないと。

例えば第2部の冒頭、この資料2のところの総論のところ、これ私が書いたので、私の責任でもあるんですけども、エネルギー転換の方向性ということをもとめた総論にすぎません。それから3部の方、資料1-1、3部の冒頭のところも、新しいエネルギー社会の実現に向けてという大きな冒頭の部分、二つのパラグラフがあるわけです。これも私の責任なんですけど、どういうふうに転換をしていくかというまとめを書いただけにすぎないんです。

したがって、さっき会長がおっしゃられましたけども、公正な競争を基本とするんだとか、あるいは消費者の選択というものをこれまで以上に重視をするんだとか、廃棄制約の話ですとか、この会議、1年以上やってきて幾つか大きな鍵となるような概念、キーワードがあったと思うんです。ですので、そういうものも例えば1ページぐらいでまとめて、こういうエネルギー社会を目指していくんですよという本当の一番上の理念的な話、委員の間ではある程度は共有されているはずなんですけど、実はこの文章の中にはまとまって触れられてないということは今さらながらに会長のお言葉で気づいたと、私は気づいてしまったんですけども、もし委員の方々も確かにそうだなと共有されるのであれば、どこがいいですかね、第2部の初めなり、第3部の初めなりに何かしらそういうどうなんですかね、1章になるのか分かんないんですけども、そういう1ページぐらいを入れた方が良いのではないかと思ったんですけどもいかがでしょうか。

○植田会長

あった方が良いでしょうね、それは。

○河合委員

河合です、今の意見に賛成です。よろしくお願いします。

○大島委員

あと一つ、よろしいでしょうか。原発のことについて、言わなかったですけど、端的に一言だけなんですけども、意思決定の仕方というのがすごく大事なので、意思決定というか、国民の議論、そこを大阪府市、せっかく大阪府市の会議なので、地域からどういうモデルを作っていくのか、国民的合意じゃなくて、府市民の合意みたいなのができるような仕組みというのを戦略として作っていく、戦略的に作っていくというのを入っては。そのステークホルダー会議というのはあるんですけども、その中身が良く分かんない。

あともう一つ、二つ目は、これ僕、初めてここに来たので、議論されてるのかどうか分からないし、あるのかどうか分からないんですけど、再エネ目標と省エネ目標について、き

ちっと持って、政策を進めなければならないと思いますので、それきちっと戦略的に決めて、いつまでに、これは府市で考えられること、府市でいつまでに、どれぐらいの、それはドイツの小さな自治体もいつまでに80%にするとかという目標を持ってやってるわけです。最終的に100%にするなんていう目標を持って、市レベルや州レベルでやっているの、そういう大胆なエネルギー転換に向けた府市レベルでの目標設定というのをどっかで書いてみる。今さらながらですが。

○植田会長

5月でまとめきるという前提なのですが、今の点は重要だと思いますね。ですので、高橋委員の1-2にも再エネのところは再エネ導入目標の設定というのが書かれています、ですからそういう内容が含まれていると思うのですが、その点では、大阪府市で言えばエネルギー基本計画を作ることなのです。そういうところまで提言するというのもあり得る話ではあると思うのですが、大阪府市がどう受け取るかはまた別の問題です。

それからもう一つ、高橋委員がおっしゃった話はとても大事だと思うのですが、確かに大阪府市エネルギー戦略の提言とはなっているのですけれども、これはどういう提言かということになると、電力エネルギーシステムの歴史的な転換期にある中で福島事故が起こったということなのです。その転換期の大きな転換の内容というのはどういうことなのかというのがエネルギーのビジョンになっていく、それは狭い意味の転換じゃなくて、大きな転換の方向というようなことなので、それこそ一番最初ぐらいにそういうことを書いて、それに位置付けられた形で、脱原発の問題もあると、そういう位置付けになるかなと思います。ですから、内容的な点で、A4の1枚ぐらいの文章を、また申し訳ありません、高橋委員、さっと書いてもらって、それを一番最初がいいような気もするのですけれども、位置付けるというふうにした方が。最後に具体的な工程表や転換や、より具体的に出てくる、そういう方が分かりやすいかなと思います。また相談して進めたいと思います。よろしいですか。

古賀委員は繋がっていないですか。

○事務局（田村主査）

繋がっていないです。

○植田会長

私の方で別途連絡もとりまして、先ほどの最後の内容的なところも確定する必要があるかと思いますが、一応大きな枠組みがかなり確定してきましたので、次回が最後の会議という想定ですが、この提言としてはそれで確定してしまうと考えております。

その段階では事前にできるだけ文言のところも含めて確定させておきたいと思いますが、もし今、御議論いただいたようなことで加筆すべき内容があるというようなこととか、内容の修正が必要だということがありましたら、それは早目に出していただいて、メールで議論を進めてでも確定させておきたいなと思います。そういうのでよろしいですか、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

終了時刻が延びてしまい大変申し訳ございませんでした。これで、今日の会合の検討は終わったということかと思えます。では事務局にお返しいたします。

○事務局（吉田部長）

長時間にわたりお疲れさまでございました。次回の戦略会議、今、会長おっしゃいました、また日程を調整の上、改めて事務局より御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第27回大阪府市エネルギー戦略会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

—了—